

松川町定例農業委員会議事録 第9回（12月）

1 開催日時 令和7年12月23日（火） 16:00 ～ 18:00

2 開催場所 松川町役場 大会議室

3 出席委員 16人

会 長 1番 牛久保

会長代理 16番 大島

委 員 2番 米山（孝）

3番 松下

4番 橋本

5番 池田

6番 米山（政）

7番 萩野

8番 大場

9番 水野

10番 長谷部

11番 武松

12番 松尾

13番 米山（広）

14番 保城

15番 宮澤

4 議事日程

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第3号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

・利用権設定（ 19 件）

・所有権移転（ 7 件）

5 農業委員会事務局職員

下井課長

小沢係長

中村主任

6 会議の概要

(1) 開会 一下井課長 開会一

(2) 会長挨拶 一牛久保会長挨拶一

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 2番 米山（孝）委員 3番 松下委員 を指名

(4) 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 元大島 3筆 計3,720㎡ 畑 所有権移転 野菜類・ブルーベリー・栗・柿

○武松委員

場所については、2か所あり、広域農道、下垣外交差点の東側と、もう1か所その場所から100メートルほど南いったところ。譲渡人は町外在住で申請地が遠く、管理が難しいため、

譲受人が購入することになったそうです。今後、譲受人は野菜や、ブルーベリー、柿・栗を作付けしたいということです。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、2番事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

2番 上片桐 1筆 202㎡ 田 所有権移転 野菜類

○松尾委員

申請地は、国道の鶴部の信号から西へ上がっていったところに光蓮寺というお寺がありますが、そこから南西へおおむね300mほど行ったところでは、譲渡人は、申請地および隣接する宅地を含む土地を本年相続しましたが、県外に居住しておるため、保全管理等できないということで、売却を希望しておりました。譲受人は現在関東地方に居住しておりますが、Iターンのため住宅を探しており、宅地と申請地を含めた土地の購入を希望しております。譲受人は自家消費を中心とした耕作に取り組んでいく意向です。特に問題はないかと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第1号は以上です。

議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 上片桐 1筆 5.86㎡ 畑 使用貸借権設定 自宅進入路

○牛久保委員

中央に走っている太い道が県道の上片桐バイパスで、それに交差するのが松川高校の南側の道をずっと上がってきた道で、その交差点の角にある土地が申請地です。譲受人と譲渡人は親子関係にありまして、譲受人が新たに住宅を建てたいということで調べたところ、侵入路の一部が農地であることが判明したということです。そのため今回、転用申請が出されておしま

す。申請地以外の進入ルートは宅地であり、転用はやむを得ないと判断しております。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、2番事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

2番 元大島 2筆 697㎡ 畑 賃借権設定 資材置場

○武松委員

場所は、神郷原神社の南側、河川と道路の間の土地になります。申請地は40年ほど前の先代の頃から、農地とは知らず賃借して資材置場として利用していたそうです。今回きちんと申請を行い、是正をしたいということで、事業継続のため、これからも資材置場として使いたいということで報告を受けております。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、3番事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

3番 元大島 1筆 628㎡ 畑 所有権移転 共同住宅

○米山（政）委員

場所ですけれども、役場から北の方へ300mほど上がった交差点付近になります。申請地については以前住宅が建っており、取り壊された後に現在は畑と登録されておりますが、休耕となっております。こちらにアパートが計画されております。生活排水については公共下水道、雨水排水につきましては浸透枡を設けるとのことです。建物は2階建てで、隣接する農地までは10m以上離れているということで、日照、通風等の心配はありません。問題ないと判断しておりますので、よろしくお願いいたします。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、4番事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

4番 元大島 1筆 15㎡ 畑 所有権移転 共同住宅

○米山（広）委員

場所は、主要地方道松川大鹿線の七根神社から北へ300mほど行ったところから、東へ150m入ったところになります。今回申請理由につきましては、譲受人が申請したところ、今回の申請地に前任者が倉庫を建てていまして、農業上の利用がされていなかったということで、今回取得に関し、是正の申請がありました。なお、計画報告書もいただいております。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第3号は以上です。

議案第4号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

利用権設定（ 19 件）

所有権移転（ 7 件）

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○会長

よろしいですか。こちらは届出案件になりますので議決はありません。

(5) 協議事項

①委員からの協議事項

②事務局からの協議事項

- ・年間スケジュールの概要について [資料 No. 1]
- ・農地法申請スケジュールについて [資料 No. 2]
- ・活動記録について [資料 No. 3]

(6) 営農支援センターから

(7) 南信州農業農村支援センターから
・栽培環境等について情報共有

(8) 閉会 一下井課長 閉会一

以上 会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

2 番 _____

3 番 _____